

総合評価の評価項目別、評価基準及び留意事項【事前審査用】

評価項目		特記事項														
大項目	小項目															
技術者	過去10年度 (H26～R5年度) の北海道開発局発注工事の監理技術者又は主任技術者、特例監理技術者又は現場代理人の成績 (当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)	- 配置予定技術者において、過去10年度 (平成26～令和5年度) に完成した工事のうち、北海道開発局発注の同一工事区分 (一般土木) で、監理技術者 (監理技術者の必要としない工事は主任技術者)、特例監理技術者又は現場代理人として、工期日数の「1/2」又は「12ヶ月」を超える日数を専任で配置された工事 (ただし、専任での配置を要しない期間を含む工事の場合は、専任での配置を要する期間の「1/2」又は「12ヶ月」を超える日数を専任で配置された工事) の工事成績を評価するので、確認できる書類 (工事成績評定通知及び現場代理人等通知書 (及び変更届) の写し等を提出すること。 (任意の工事1件で良い)) - ただし、監理技術者、主任技術者、特例監理技術者又は現場代理人を工期の途中で変更した工事の場合は、上記の配置期間の条件を確認できる資料 (工程表等) も提出すること (工期の途中での変更のない場合は提出不要。) - なお、共同企業体での成績実績の場合、監理技術者を配置した社以外の、構成員の主任技術者については評価対象とする。 - また、成績実績がない者については加点しない。 - 道路部門の一般土木工事については年間維持除雪工事の成績も道路工事に限り評価する。 ※他部門の一般土木工事の成績とならないことから、申請に際しては注意すること。 - 舗装工事については工事区分「維持」の舗装維持工事の成績も評価する。 [留意事項] 別記様式3－2に記載し関係する確認資料と共に提出すること。														
	CPDへの取組	- 下記の団体が実施しているいずれかのCPDプログラムの推奨単位数取得を証明すれば加点するので、その証明書を提出すること。 - なお、単位取得期間については、「1年間」の場合は、令和5年4月1日から資料の提出期限までの間の任意の1年間を基本とした証明書を可とし、「2年間」の場合は、令和4年4月1日から資料の提出期限までの間の任意の2年間の証明書を可とし、「3年間」の場合は、令和3年4月1日から資料の提出期限までの間の任意の3年間の証明書を可とし、「4年間」の場合は、令和2年4月1日から資料の提出期限までの間の任意の4年間の証明書を可とし、「5年間」の場合は、平成31年4月1日から資料の提出期限までの間の任意の5年間の証明書を可とする。 - なお、評価の基準となる単位については、下記の表のとおりとする。 <table><tr><th>加点対象CPD実施協会</th><th>加点対象工事区分等</th><th>加点対象単位</th></tr><tr><td>(一社) 全国土木施工管理技士会連合会</td><td>一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他</td><td>20ユニット/1年間、30ユニット/2年間、40ユニット/3年間、50ユニット/4年間、70ユニット/5年間</td></tr><tr><td>(公社) 土木学会</td><td>一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他</td><td>5年間で175単位 (令和5年4月1日からの1年間は50単位以上、令和2年4月1日からの3年間は25単位以上、左記以前は年間50単位以上)</td></tr><tr><td>(公社) 日本技術士会</td><td>全般</td><td>50CPD時間/1年間、100CPD時間/3年間</td></tr><tr><td>(公社) 農業農村工学会</td><td>農業工事 ※他部門の工事区分においては加点の対象とならないことから、申請に際しては注意すること。</td><td>15単位/1年間</td></tr></table> [留意事項] 関係する確認資料を提出すること。	加点対象CPD実施協会	加点対象工事区分等	加点対象単位	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	20ユニット/1年間、30ユニット/2年間、40ユニット/3年間、50ユニット/4年間、70ユニット/5年間	(公社) 土木学会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	5年間で175単位 (令和5年4月1日からの1年間は50単位以上、令和2年4月1日からの3年間は25単位以上、左記以前は年間50単位以上)	(公社) 日本技術士会	全般	50CPD時間/1年間、100CPD時間/3年間	(公社) 農業農村工学会	農業工事 ※他部門の工事区分においては加点の対象とならないことから、申請に際しては注意すること。
加点対象CPD実施協会	加点対象工事区分等	加点対象単位														
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	20ユニット/1年間、30ユニット/2年間、40ユニット/3年間、50ユニット/4年間、70ユニット/5年間														
(公社) 土木学会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	5年間で175単位 (令和5年4月1日からの1年間は50単位以上、令和2年4月1日からの3年間は25単位以上、左記以前は年間50単位以上)														
(公社) 日本技術士会	全般	50CPD時間/1年間、100CPD時間/3年間														
(公社) 農業農村工学会	農業工事 ※他部門の工事区分においては加点の対象とならないことから、申請に際しては注意すること。	15単位/1年間														

総合評価の評価項目別、評価基準及び留意事項【事前審査用】

評価項目		
大項目	小項目	特記事項
企業	過去10年度（ H26年度 以降）の近隣地域（函館開発建設部管内）での【各申請】部門における同一工事区分（一般土木、舗装【道路部門のみ】、又は維持【道路部門のみ】）の施工実績	・近隣地域（函館開発建設部管内）での【各申請】部門における同一工事区分（一般土木、舗装【道路部門のみ】、又は維持【道路部門のみ】）の施工実績を記載し提出する。（別記様式5「近隣地域内での同一工事区分工事の施工実績」） ・過去10年度（平成26年度以降）に元請けとして完成・引渡しが完了した同一工事区分工事の中から函館開発建設部管内における施工実績を記載する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 なお、当該実績が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く（確認のため、当該工事にかかる工事成績評定通知書の写しを添付すること。）。※工事カルテで確認できない乙型JVの場合は、同一工事区分の施工実績と出資比率20%以上が確認できる資料（契約書など）を添付すること。 また、過去10年の近隣地域内（函館開発建設部管内）での同一工事区分工事の施工実績を確認するため財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」の工事カルテを添付すること（工事カルテは同一工事区分工事が確認できる部分でよい）。 〔留意事項〕 別記様式5に記載し関係する確認資料と共に提出すること。
	災害協定の締結（当該年度）（ R6年度 ）	〔評価対象〕（①かつ②かつ③） ①函館開建管内の何れかの地域の災害時（発生するおそれがある場合を含む）において、公共の施設又は場所に係る応急措置等に関する災害協定であること。 （北海道土地改良建設協会が締結する災害協定を含む。） ②災害対応の実施体制（建設資機材、人員等）を函館開建管内に有していること。 ③協定の有効期間が当該年度（令和6年度）の一部を含むこと。 〔留意事項〕 別記様式8に記載し関係する確認資料と共に提出すること。
	災害活動の実態等（活動実績又は防災活動や支援体制）（過去3年度以降から公告開始日時点）（ R3年度 ～公告開始日）	〔評価対象〕 ○災害緊急活動（①または②） ①国、地方公共団体又は公共施設の管理団体からの要請により国、地方公共団体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している函館開建管内の施設又は場所に関する活動。 （「農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領（模範例）」の評価対象活動内容『地域防災活動』も含む。http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/pdf/yuryo_kouzi.pdf） ②函館開発建設部からの要請を受けたことにより、函館開建管外へ出動した活動。 （出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外） （国、地方公共団体又は公共施設の管理団体から要請のない活動（自主的に行った活動を含む）については表彰、感謝状・礼状により確認できれば評価対象とする。） （維持除雪工事等の本来の工事区間で受注者として実施する災害対応については対象外。ただし、部長から感謝状を授与した場合は評価対象とする。） ○防災活動 ①国、地方公共団体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する函館開建管内での広報活動。（祭りごとなどでパネル展など防災意識の向上に繋がるものなどが対象） ○支援体制 ①本店、支店及び営業所の社屋を除き、函館開建管内に災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は災害対応時に利用可能な資機材を常時保有していることとする。 （災害活動時にリースするものは対象外） 〔補足〕 1) 公共施設の管理団体は、自治体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁港管理者、NEXCO、土地改良区等とする。 2) 「活動証明書又は通信記録」は、実際の要請及び活動記録が確認出来るものとし、関係団体が発行した所定の様式の書類のほか、企業が作成した電話記録メモ等でも可とする。但し、いつ、誰から、どんな要請があり、どんな活動をしたのかが明記されたもの。 〔留意事項〕 別記様式11に記載し関係する確認資料と共に提出すること。